

中津川市付知川ミズベリング

(中津川市付知町地内)

施設使用者募集要項

2023年3月

中津川市

<目次>

1. 趣旨
2. 目的
3. 実施場所と立地の概要
4. 募集内容
5. 募集条件
6. 施設使用者の経費負担
7. 募集方法
8. 審査について
9. 募集・選定に関する留意事項
10. 協議・調整
11. 使用契約の締結
12. 問い合わせ先

「付知川河川敷施設使用参加申請書」(様式1～様式5)

「位置図(都市・地域再生等利用区域)」(別図1)

「占用区域平面図(都市・地域再生等利用区域)」(別図2)

「付知川河川区域内工作物撤去計画」(別紙)

1. 趣旨

中津川市では、河川敷地占用許可準則（平成11年8月5日付け建設省河政発67号建設事務次官通達。以下「準則」という。）に基づき、付知町地内の中心部を南北に流れる付知川の水辺空間を活用し、賑わいの創出を図り、魅力ある場所にするとともに、地域活性化の拠点としていくため、中津川市付知川河川利用調整協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域の合意のもと、河川管理者（岐阜県）から都市・地域再生等利用区域（以下「利用区域」という。）の指定を受け、付知川ミズベリング事業を実施する。

この利用区域において、付知町地内の地域団体等と連携を取りながら、付知川の魅力を伝え、地域活性化を目指し、河川敷を活用した内容で営業活動ができる事業者を募集する。

2. 目的

付知川利用区域内において、バーベキューやキャンプ等の利用、また飲食店（キッチンカーを含む。）やオープンカフェ、イベント開催などの営業活動を行い、水辺空間を活用し、中津川市を訪れる観光客や市民へ付知川の魅力を伝え、来訪者の増加、さらなる地域の活性化を図ることを目的とする。

3. 実施場所と立地の概要

（1）実施場所

中津川市付知町字河原8593番1地先から付知町字石鋪6847番12地先の河川区域（若宮大橋下流 洞奥谷合流付近から付知橋までの付知川左岸河川区域）

（2）利用可能区域（別図2 赤、ピンク着色範囲）の面積 約45,000㎡

（3）位置図・付近見取図

別図1 位置図(都市・地域再生等利用区域)

別図2 占用区域平面図

4. 募集内容

（1）施設使用者

施設使用者とは、利用可能区域（別図2「占用区域平面図」参照）において、飲食店（キッチンカーを含む。）やオープンカフェ、イベント、バーベキュー、キャンプ等の営業活動を自ら行う事業者又はテナントを誘致し、管理・運営等のマネジメントを行う事業者をいう。

（2）選定数

最も適当と認める1者を選定する。

5. 募集条件

（1）使用形態

- ① 飲食店、売店、オープンカフェ、キッチンカー（イス・テーブルの設置も可能とする。）
- ② キャンプ場、バーベキュー場及びこれらと一体を成す売店等

- ③ イベント施設及びイベント施設と一体を成す案内板・照明・音響施設等
- (2) 利用可能区域 (別図2「占用区域平面図」参照)

施設使用者は、利用可能区域内での施設使用計画を立案し、希望する場所、その使用する面積を積算して申請すること。最終的に協議会で利用可能区域を決定し、その際に設置する工作物と合わせて中津川市から河川管理者へ河川法の申請を行う。

このため、河川管理者の指示により、利用可能区域が変更となる可能性がある。
- (3) 使用期間

使用契約締結日から2026年3月31日とする。ただし、協議会において更新審査を行い、合意が得られた場合は、使用契約の更新を行うことができるものとする。
- (4) 営業時間、定休日
 - ① 営業時間

季節や天候により営業条件が異なるため、施設使用者において判断できるものとする。
 - ② 定休日

指定しない。施設使用者が設定する場合は、現地案内表示、ホームページ等により表示すること。
- (5) 飲食店、売店等

移動撤去可能な簡易なもの(仮設テント、移動販売車等)とすること。
- (6) 原状回復義務・補償
 - ① 占用施設は、使用契約期間満了、施設使用取消し又は施設使用者の都合により退去する場合、原状回復すること。
 - ② 施設使用者は、使用期間満了又は施設使用者の責に帰すべき事由による施設使用取消しに伴い退去する場合は、これにより生じた損害の補填又は補償を、河川管理者、中津川市及び協議会に請求することはできない。
- (7) 利用可能区域の清掃

周辺環境に配慮し、利用区域内及びその周辺にごみや汚れがないように清掃等を心がけること。清掃の範囲は、占用区域内とする。
- (8) 環境への配慮と公共空間の適正管理、回遊性の確保
 - ① 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間としての適正な管理に努めるものとする。
 - ② 周辺の観光案内やイベント案内を行い、地域への回遊性を促すこと。
 - ③ 地域団体又は中津川市が利用可能区域内で事業及び事業を行う期間(準備、後片付けを含む)は営業を行うことはできない。但し、地域団体又は中津川市と利用可能区域での使用に双方の合意がある場合は、営業を行うことができる。
- (9) 苦情への対応

苦情には適切かつ真摯に対応すること。
- (10) 法令等の遵守・手続き・適用・報告
 - ① 年1回以上、事業計画書及び実績報告書を提出すること。

- ② 運営、維持管理に当たっては、法令等（河川法、道路法、消防法、食品衛生法、屋外広告物法等）を遵守すること。
 - ③ 河川管理者が、利用区域を指定する際に公表した「占用方針」、占用許可に付される「許可条件」の内容を遵守すること。
 - ④ 台風及び大雨時等の気象状況により洪水が予見される場合には、「付知川河川区域内工作物撤去計画（別紙）」に基づき、速やかな安全対策をとること。
- (1 1) 施設利用者の安全確保
 - 水難事故や利用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど、利用者の安全確保に万全を期すこと。
 - (1 2) 第三者に対する事故等の対応
 - 営業活動に起因し又はこれに関連して生じた第三者からの苦情及び第三者との間に事故等が生じた場合は、速やかに中津川市に報告するとともに、責任を持って解決すること。
 - (1 3) 損害保険等保険の加入
 - 営業活動に当たっては、利用者及び第三者等に損害を与えた場合等不測の事態に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。なお、保険加入後、保険証書の写しを中津川市に提出すること。

6. 施設使用者の経費負担

施設使用者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。

- (1) 営業活動に関する費用・運営費・維持管理費（備品購入費、人件費、材料費、光熱費、情報発信費等）・損害賠償等保険料
- (2) 清掃、環境、安全確保対策に関する費用
- (3) 洪水・緊急時等における工作物等の撤去及び移動に関する費用
- (4) 原状回復費

7. 募集方法

(1) スケジュール

募集要項の公表	2023年3月13日（月）
質問書受付	2023年3月13日（月）～3月17日（金）午後5時まで
質問書回答	2023年3月22日（水）
応募書類受付	2023年3月13日（月）～3月24日（金）午後5時まで
審査結果通知	2023年3月下旬予定
使用契約締結	2023年4月上旬予定

(2) 応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する中津川市内に法人登記している法人又は事業所を有する法人（以下「法人」という。）若しくは市内で地域振興を目的として活動をする団体であること。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。なお、応募以降、審査終了までに該当した場合は、応募資格を失うものとする。応募資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからカまでのいずれかに該当する者
 - ア 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人または法人等
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - ウ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
 - エ 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法事等
 - オ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - カ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- ② 応募書類提出時、市税、県税又は国税を滞納している者
- ③ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有しない者

(3) 応募方法

受付期間（2023年3月13日(月)～2023年3月24日(金)）に（5）応募書類を全て整えて問い合わせ先「中津川市建設部建設課」（以下「建設課」という。）へ持参すること（土日祝日を除く午前9時～午後5時の間）。郵送、宅配便等での提出は不可。

(4) 質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質疑書(様式5号)を建設課に送付(FAX又はE-mail)すること。

(質問書受付期間：2023年3月13日(月)～2023年3月17日(金)午後5時必着)
回答は、2023年3月22日(水)、FAX又はE-mailにより行う。

回答内容については、募集要領と同等の効力を持つものとする。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

(5) 応募書類（9部（原本1部コピー8部として、それぞれクリップ留めとすること））

- ① 中津川市付知川河川敷地施設使用参加申請書（様式1号）

- ② 誓約書（様式2号）
- ③ 応募者概要説明書（様式3号）
- ④ 施設使用計画提案書（様式4号）
- ⑤ 規約（法人の場合は定款）（写し可）
- ⑥ 経営状況を示す資料（直近3か年の事業報告書、損益計算書、貸借対照表またはこれらに類するもの）
- ⑦ 納税証明書（所在地の市町村が発行した滞納のないことの証明書）

（6） 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成すること。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ募集要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

（7） 応募書類の取扱い

この応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しない。また、提出された応募書類は一切返却しない。

8. 審査について

（1） 審査方法

中津川市で組織する選考委員会において、審査基準に基づき、応募書類を審査し、協議会の意見聴取の上、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定する。ただし、必要に応じて追加資料の提出及びヒアリングを求める場合がある。

（2） 審査基準

- ① 地域、事業への理解度及び貢献度
- ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
- ③ 利用者への配慮と安全性

（3） 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- ① 候補者の決定は、2023年3月下旬を予定する。
- ② 審査結果は各応募者に通知する。また、候補者として決定した者について、その名称等を公表する。
- ③ 審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じない。
- ④ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合がある。

9. 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

10. 協議・調整

使用する場所や期間については、必要があると認める場合、中津川市及び付知川ミズベリング実行委員会と協議・調整を行う。

11. 使用契約の締結

候補者は、施設使用及び運営に関して、中津川市と本要項及び提案内容に基づく使用契約書を締結する。

12. 問い合わせ先

- 中津川市建設部建設課
住 所：〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号
電 話：0573-66-1111（内271）
F A X：0573-65-6287
E-mail：kensetsu@city.nakatsugawa.lg.jp